

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第3条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 9. <記載省略></p> <p>10. 家庭用電化製品、衣料品、玩具、健康機器等の製造、売買および輸出入</p> <p>11. ~ 17. <記載省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>当社の株主総会は、<u>取締役会の決議により社長が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条(取締役の数)</p> <p>当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>第23条(代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役の中から会長、社長各1名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第3条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 9. <現行どおり></p> <p>10. 家庭用電化製品、衣料品、<u>寝具、玩具、衛生関連製品、健康機器</u><u>その他生活関連用品等</u>の製造、売買および輸出入</p> <p>11. ~ 17. <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>当社の株主総会は、<u>あらかじめ取締役会の定めた代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条(取締役の数)</p> <p>当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>第23条(代表取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>代表取締役は、取締役会の決議を執行し、会社業務を総轄する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24条（<u>役付取締役の分掌</u>）</p> <p><u>会長は、取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務を総轄し、会長欠員または事故あるときは、取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>副社長、専務取締役および常務取締役は、社長を補佐して、会社の日常業務を処理し、社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>第25条（<u>取締役の任期</u>）</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>< 新設 ></p> <p>第47条～第49条</p> <p>< 記載省略 ></p>	<p>第24条（<u>取締役会議長</u>）</p> <p><u>取締役会は、その決議によって代表取締役のうち1名を取締役会の議長として選定する。</u></p> <p><u>取締役会議長は、取締役会を招集する。</u></p> <p><u>取締役会議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>第25条（<u>取締役の任期</u>）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第47条（<u>剰余金の配当等の決定機関</u>）</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>第48条～第50条</p> <p>< 現行どおり ></p>